

平成28年度

教育委員会定例会
(4月)



まっすぐかのや

平成28年4月7日(木)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 平成28年4月7日（木） 午後3時00分
場 所 リナシティかのや研修室1

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第1号 人事異動（鹿屋市職員）について
(P 2)
 - (2) 議案第2号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
(P 9)
 - (3) 議案第3号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
(P 12)
 - (4) 議案第4号 鹿屋市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
(P 15)
- 5 報告
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第1号

人事異動（鹿屋市職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成28年4月7日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

平成28年3月31日付け及び平成28年4月1日付けで職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

【本議案は非公開】

議案第 2 号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成28年4月7日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成28年3月25日付けで鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則
鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第
2号）の一部を次のように改正する。

第31条社会教育係の項に次の1号を加える。

(13) 大隅少年自然の家に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号 (生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係 (1)～(15) 略</p> <p>社会教育係 (1) 社会教育指導員に関すること。 (2) 社会教育委員の会議に関すること。 (3) 社会教育関係調査に関すること。 (4) 社会教育に関わる職員の研修に関すること。 (5) 青少年問題協議会に関すること。 (6) 青少年育成市民会議に関すること。 (7) 青少年育成センターに関すること。 (8) 鹿屋学校応援団に関すること。 (9) 社会教育の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (10) 家庭教育、青少年教育、成人教育、人権教育その他社会教育に関すること。 (11) 社会教育関係団体及び指導者の育成並びに連携に関すること。 (12) 社会教育に関する行事の共催又は後援に関すること。 <u>(13) 大隅少年自然の家に関すること。</u></p>	<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号 (生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係 (1)～(15) 略</p> <p>社会教育係 (1) 社会教育指導員に関すること。 (2) 社会教育委員の会議に関すること。 (3) 社会教育関係調査に関すること。 (4) 社会教育に関わる職員の研修に関すること。 (5) 青少年問題協議会に関すること。 (6) 青少年育成市民会議に関すること。 (7) 青少年育成センターに関すること。 (8) 鹿屋学校応援団に関すること。 (9) 社会教育の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (10) 家庭教育、青少年教育、成人教育、人権教育その他社会教育に関すること。 (11) 社会教育関係団体及び指導者の育成並びに連携に関すること。 (12) 社会教育に関する行事の共催又は後援に関すること。</p>

議案第3号

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成28年4月7日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成28年3月25日付けで鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「地域政策課」を「住民サービス課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第4号

鹿屋市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成28年4月7日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成28年3月25日付けで鹿屋市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

鹿屋市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年鹿屋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「地域政策課」を「住民サービス課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
(補助執行の事務及び職員)		(補助執行の事務及び職員)	
第2条 委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。		第2条 委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
鹿屋市立学校体育施設の開放に関すること。	市民生活部長及び市民生活部市民スポーツ課の職員並びに各総合支所長及び各総合支所住民サービス課の職員	鹿屋市立学校体育施設の開放に関すること。	市民生活部長及び市民生活部市民スポーツ課の職員並びに各総合支所長及び各総合支所地域政策課の職員